

一 般 質 問 通 告 書

令和 年 月 日

阿見町議会議長 久保谷 充 様

阿見町議会議員 海野 隆 印

令和3年第2回阿見町議会議定例会において、次の事項について質問したいので通知します。

質問事項	質問の要旨	答弁者
1、災害時広域避難の阿見町受支援計画、避難受入計画について	<p>水戸地方裁判所は、本年3月18日、日本原子力発電株式会社に対し、東海第二発電所の原子炉を運転しないよう命じる判決を言い渡しました。福島第一原子力発電所事故後、避難計画の不備という問題を正面から取り上げて原発の運転差止めを命じた事例は初めてであり、他の原発の安全性を検討する上でも重要な判決と評価されています。</p> <p>判決は、新規制基準が避難計画を含まないことそのものが不合理だとはしなかったものの、IAEAが示した深層防護の第5の防護レベルである「重大事故時における避難等の被害緩和策」が原子炉施設の安全にとって不可欠だとして、それが達成されているか否かを検討した結果、1、全面緊急事態の際に東海第二原発から概ね30km圏内の住民94万人余が無秩序に避難した場合、住民が短時間で避難するのが困難であることは明らかであること、2、同圏内の自治体において、原子力災害対策指針の定める段階的避難等の防護措置が実現可能な避難計画及びこれを実行し得る体制が整えられているとは言えない、という二つの点から原発の運転差止めを認めたものです。</p> <p>茨城県では、平成27年3月に策定、平成31年3月に改定した、日本原電東海第二発電所で、重大な原子力災害が発生、または発生するおそれがある場合に備え「茨城県広域避難計画」を策定しています。それに基づいて平成30年3月29日、土浦市役所において、阿見町も含む茨城県内の14市町村と「原子力災害におけるひたちなか市民の県内広域避難に関する協定」の締結式が開催されています。</p> <p>阿見町は、原子力発電所災害時、1、東京電力福島第一及び福島第二原子力発電所災害時広域避難計画により「いわき市」からの市民約6,600人、2、日本原子力発電東海第二発電所災害時広域避難計画により「ひたちなか市」からの市民約7,000人の避難先とされています。また、利根川の洪水災害時、河内町からの町民7,000人の避難先とされています。</p> <p>一方、阿見町の地域防災計画において、町民が町外に避難することは想定されていません。</p>	町長

	<p>そこで、災害時広域避難の阿見町受支援計画、避難受入計画について以下の質問をします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難元であるいわき市との避難計画実効性確保に係るその後の協議について ・避難元であるひたちなか市の広域避難計画の策定状況について ・ひたちなか市との広域避難協定以降の避難受入計画協議の進捗と協議内容について ・今回のようなコロナ渦での複合災害時を想定した避難受入計画を策定する必要について ・避難受入計画についての町民への広報と今後の情報提供について ・避難受入人数等避難計画の県への提出資料と対象施設非居住スペースの確認について ・広域避難計画策定における茨城県の再調査ヒアリングについて ・町公共施設以外の避難施設及び場所、当該施設との受入確認等の協議について ・阿見町内の避難所における生活空間の見直しについて ・河内町との避難計画及び避難受入計画の詳細について ・阿見町民が町外に避難するという事態、特に国民保護法との関連について <p>以下余白</p>	町長
		令和 年 月 日受領・受付番号

※ 質問の趣旨は、できる限り具体的に記入願います。

※ 電話・FAX等により申し込みはできません。